

募 集 要 項

平成30年度目達原駐屯地創立記念行事における佐賀物産展の出店業者の募集について、細部説明します。

応募資格については、佐賀県内の商工会員又は商工会議所の会員であり、誓約書の事項と次に掲げる諸条件に従っていただける業者の方であれば応募いただけます。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に抵触する方の出店は、ご遠慮させていただきます。

1 販売概要

(1) 実施日

平成30年4月8日（日）

※日程等は予定であり、中止を含め内容等が変更されることがあります。

(2) 実施場所

目達原駐屯地中央道路上

※実施場所は予定であり、変更等されることがあります。

(3) 販売時間等

午前9時から午後2時30分

当日の天候等により目達原駐屯地創立記念行事の日程が変更（中止を含む）された場合は販売時間が変更（中止を含む）になる場合があります。

なお、販売時間内において販売物品を完売されても、目達原駐屯地創立記念行事が終了するまで売店の撤収はできません。

2 募集要項説明会

佐賀物産展に初めて出展される業者を対象に説明会を実施いたします。

なお、過去、佐賀物産展に出店したことがある業者についても、希望業者はこの限りではありません。

(1) 日 時：平成30年1月26日（金）午後3時から

(2) 場 所：目達原駐屯地厚生センター内

(3) 携行品：募集要項

(4) その他：参加を希望される業者の方（各業者2名以内）は、1月24日（水）午後3時までに、説明会参加申請書を提出して下さい。

なお、参加できない理由がある業者については、個別調整とします。

3 販売品目

(1) 食 品

ア ある程度気温が高くなることが予想されますので、変質・腐敗するような生ものの販売は認めません。

イ 食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする食品の販売については、目達原駐屯地を管轄する保健所からの営業許可を受けることが販売の条件となります。

ウ 細菌検査（O-157を含む。）等食中毒予防に関する事項は、出店業者で対応するものとし、事故発生の場合は、出店業者で責任を持って処置するものとし、ます。

(2) 飲 料

アルコール類を販売する場合は、税務署からの販売許可を受けて実施し

てください。(酒類容器に注いで販売する場合のみ不要です。)

(3) 玩具類

放射性同位元素が装備された羅針盤トリチウムコンパス、サバイバルナイフ等の刃物、モデルガン及び弾薬・爆弾等の模造品は危険物の範囲に含めて考えますので、販売を認めません。

(4) その他

出店申請時に提出していただく販売品目内訳表以外の品目は販売できません。

また、販売不適と判断した品目は指摘しますので、その品目についても販売を許可しません。

4 応募資格及び募集数

(1) 応募資格

出店申請をする者の応募資格要件は、次のア～エを備える者であることとします。

ア 佐賀県内の商工会員又は商工会議所の会員であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)において規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)ではないこと。

ウ 暴力団員等に経営等が支配され、若しくは関与されていないことが明らかかな者であること。

エ 暴力団員等と同一生計にある者ではないこと。

※ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に抵触する方が1人でも該当した場合は、警察の指導により出店をお断りしますのでご了承ください。

(2) 募集数

80小間(基準)

募集数は厳密なものではありませんが、売店設置区画に限りがありますので、収容が困難と判断された場合、抽選とさせていただきます。

※ 出店可否の抽選を行う場合、下記の要領で実施します。

1 日 時：平成30年2月15日(木)午後3時 ※時間厳守

2 場 所：厚生センター内(目達原駐屯地内)

3 抽選会実施の通知：各応募業者へ電話でお知らせします。

※抽選を実施しない場合は連絡致しません。

4 その他： 入門時間は午後2時50分までとし、以後の駐屯地への入門はできませんのでご了承ください。

なお、抽選会に参加されない応募業者の方は出店できません。

5 販売方法等

(1) 販売区画

1業者当たりの販売区画は(間口)2.7m×(奥行)3.6mを1小間とし、最大2小間までとします。

※通常の白天幕1張りが2小間となります。

食品類を取り扱う業者については、衛生管理面の観点からテント内での販売していただきます。

(2) 電気、水の供給

電気、水の供給は、官側では一切行いません。

出店に必要な場合は、出店者側でご用意ください。

(3) 発電機の使用

発電機を使用する場合は、販売時間中の給油は認めません。また、発電機を使用される場合は必ず消火器を備え付けて下さい。

(4) 火気の使用

駐屯地内で火気を使用する場合は、必ず事前に届出を行うとともに、テントごとに消火器（簡易スプレーは認めません）と水入りバケツを備え付けてください。

(5) 資材等

出店に必要な資材等は、すべて出店者側でご用意ください。ただし、天幕のみは官側で準備します。

(6) 国有財産（土地）使用料等

出店に際して、国有財産法の規定に基づく土地の使用許可申請を行い、当該使用料をお支払いいただきます。

（平成29年度実績 1小間：130円、2小間：260円）

支払方法等については、後日連絡いたします。

(7) ゴミ箱の設置

販売に伴い出たゴミは官側では回収、処分いたしませんので、店舗ごとゴミ箱を設置（販売のじゃまにならない店舗前方）して、商品の空き容器、包装容器等販売に伴い出たゴミは回収し、持ち帰ってください。なお、飲食品の販売を伴わない店舗についても同様といたします。

(8) その他の事項

ア 駐屯地内への立入、車両運行等については、官側の指示に従ってください。

イ 目達原駐屯地創立記念行事当日は、官側で売店の巡視指導を行います。その際、官側の指示に従っていただけない場合は、その時点で販売中止の処置を行うことがあります。

ウ 食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする出店業者は、衛生管理面（食中毒防止）の観点から必ず消毒液、手洗水及び洗面器等を準備し、テントごとに備え付けてください。

エ 各業者の販売に伴うゴミ等（原材料・調味料の梱包、包装容器等）は、出店者側で全て持ち帰っていただきます。また、販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施していただき、官側の点検を受けていただきます。なお、ゴミ袋、清掃用具は、出店者側で準備してください。

オ 駐車場には限りがありますので、駐屯地乗入台数については、1業者当たり2台以内を基準とします。

カ 当日の駐屯地への入門時間は午前7時からとし、出門時間は午後3時からとします。

キ 販売終了時間の午後2時30分から午後3時までの間は、歩行者の安全確保のため、店舗前への車両移動は禁止とし、午後3時以降に実施してください。

6 提出書類等

(1) 申請時における提出書類

ア 平成30年度目達原駐屯地創立記念行事出店申請書（別紙様式第1）

イ 誓約書（別紙様式第2）

本書に同意されない方の出店はできません。

ウ 販売品目内訳表（別紙様式第3）

本書に記載された品目以外の販売はお断りします。

目達原駐屯地創立記念行事当日は食品全品について、食中毒発生時における検体用として官側に保存食の提出をお願いします。

エ 駐屯地入門者名簿（別紙様式第4）

本書に記載された以外の方は、当日販売員としての駐屯地立ち入り及び販売に携わることができません。

オ 駐屯地乗入車両届（別紙様式第5）

本書に記載された以外の車両は、当日駐屯地への乗り入れができません。

届出がなされていても、違法改造等の車両についても同様とします。

カ 使用機材一覧表（別紙様式第6）

本書に記載された以外の機材は、使用をお断りさせていただきます。

キ 会社概要等（別紙様式第7）

ク 委任状（別紙様式第8、第9、第10）

ケ 火気使用申請書（別紙様式第11）

販売に伴い火気を使用される場合は必ず提出してください。なお、発電機を使用される場合も必要となります。

(2) 提出先

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処総務部厚生課共済班

目達原駐屯地創立記念行事売店係

(3) 提出期限

平成30年2月9日（金）午後3時まで

※ 郵送等の場合は必着とさせていただきます。（期限内に提出がない場合は出店できません。）

7 出店業者の決定

(1) 日 時

平成30年2月16日（金）

ただし、抽選となった場合は抽選日とします。

(2) 決定業者への通知

決定業者のみ文書でお知らせします。

8 その他

出店を許可され、食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする出店業者の方は、次に掲げる書類を提出期限までに提出してください。

臨時営業許可証の写し

ア 提出先

申請時における提出書類の提出先に同じ。

イ 提出期限

平成30年3月16日（金）午後3時まで。

※ 郵送等の場合は必着とします。

提出期限に間に合わない場合は、出店できません。

※ 申請書類の提出期限と違いますので、お間違えのないよう注意してください。

〔個人情報に関すること〕

提出いただいた書類については、目達原駐屯地創立記念行事の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。